7　「再委託先の媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する届出媒介等業務受託者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。

8　「再委託先の媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、電気通信事業法施行規則第39条第２項に規定する届出番号を記載すること。

9　記載する再委託に係る電気通信役務及び媒介等業務受託者の名称の数に応じ、適宜項を追加すること。

10　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日）から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。

○法務省厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項及び第二項第十号、第九条第二号及び第六号、第二十一条第一項並びに第三十九条第三項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（技能実習計画の記載事項） **第七条**　法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　第三号技能実習に係るものである場合は、次のいずれかに該当する事項 イ　第二号技能実習の終了後第三号技能実習の開始までの間に本国に一時帰国した場合又は一時帰国する予定である場合にあっては、その一時帰国の期間又は一時帰国する予定の期間 ロ　第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一時帰国した後、休止している技能実習を再開する予定である場合にあっては、その一時帰国する予定の期間 八～十　（略） （技能実習の目標及び内容の基準） **第十条**　（略） ２　法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。 イ～ヘ　（略）	（技能実習計画の記載事項） **第七条**　法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　第三号技能実習に係るものである場合は、第二号技能実習の終了後第三号技能実習の開始までの間における本国への帰国期間 （新設） （新設） 八～十　（略） （技能実習の目標及び内容の基準） **第十条**　（略） ２　法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。 イ～ヘ　（略）